

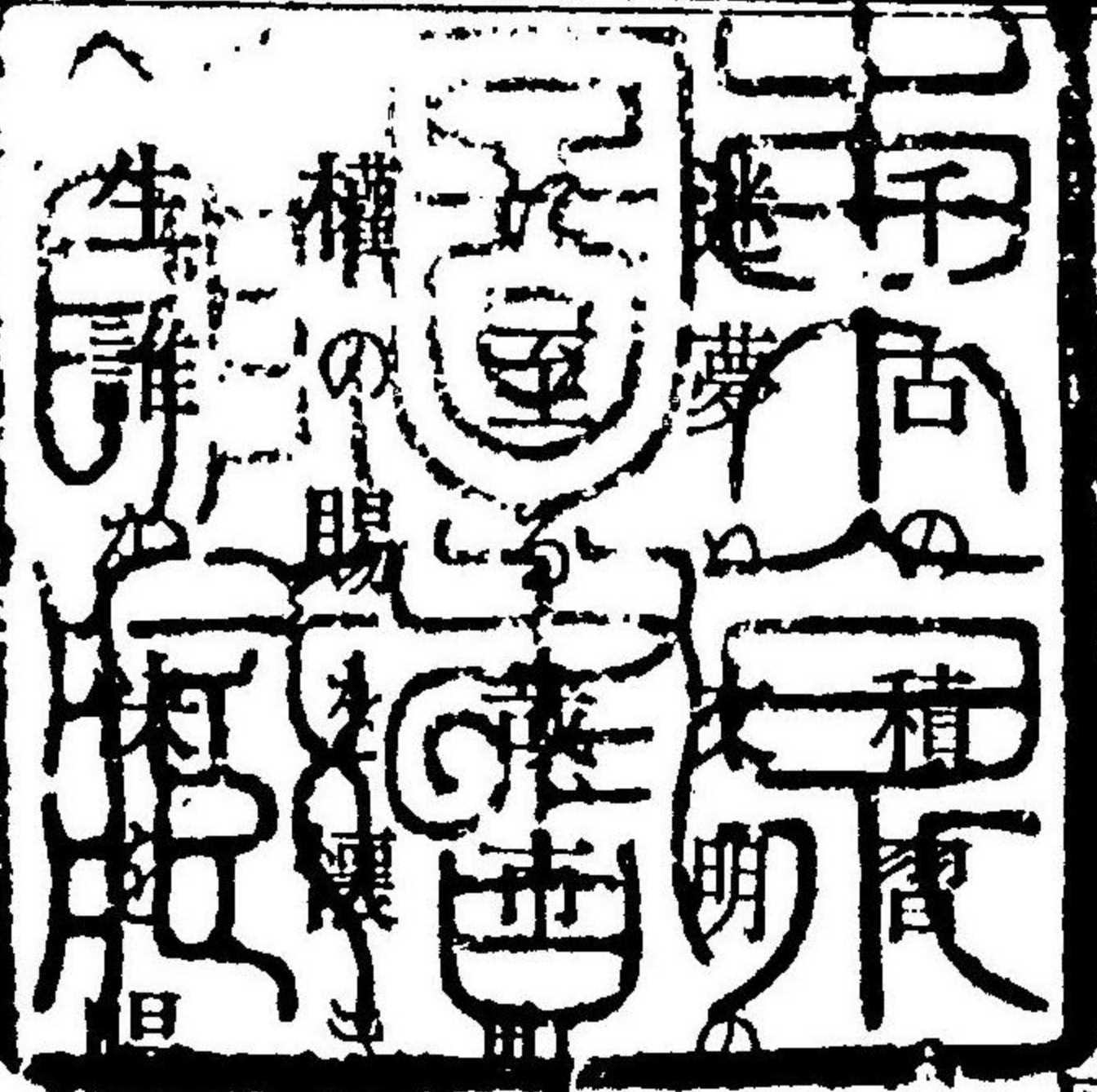
135  
了  
135

田幡利三郎著

市町村制適用  
等級課税均一策

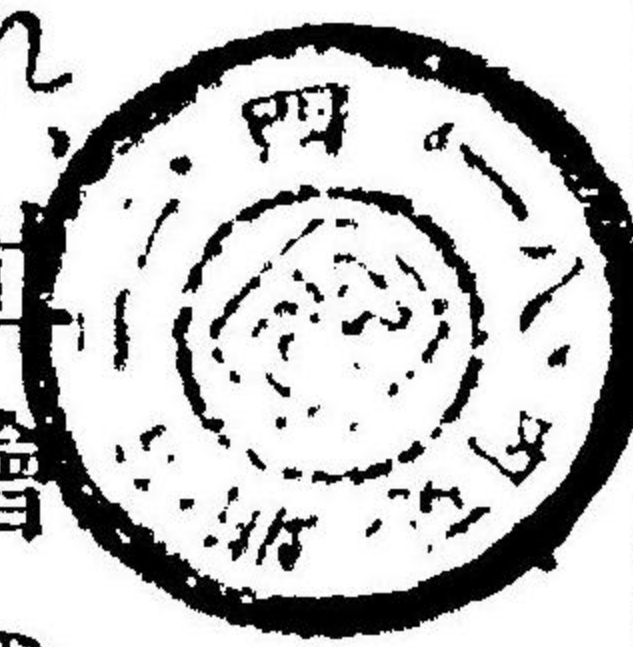
浪華 兜屋支店發行

町村制 等級課税均一算



自序

明治昭代の光輝に破れ、社會の  
 昇旭に覺され、民智進歩の今日  
 村制の美舉あるに會ひ、自治分  
 て、自由充滿の中に起臥爲す蒼  
 蒼せざるなら、政治思想に傾向  
 爲さるゝなけん、然り而して金科玉條の意義  
 深遠を明辨し、將た之に加る賦課率及等級に  
 據て徴收する、算法の如き、條例の筋骨に  
 て、至公至平の計算を要する、素より言を俟



されども、戸數等級課稅率の如きハ、大全小差の種類數々在テ、計算上の惑雜尠とせテ、不肖一算一術を綴リ、己が參考に止め置レを、竹馬朋友訪テ之を梓に上ト、以テ衆に頌たんと切望あるに應ト、號けて等級課稅均一算とす、愧恐らくハ著述淺陋にして、特に捷徑法と稱するにあらざれば、大方の算者を期するに足ざれども、町村制度條例の友となシ置バ、その課稅計算に方リ、偏輕偏重の差違を來さすと勿らん乎

明治廿二年上浣

著者識

例言

一戸數等級及び地方稅中等級に對する課稅法の如きハ、從來町村會の議決に據テ各所一ならせ、或ハ一等に起キ十等に畢るあり、或ハ十等の外に伸るあり、或ハ甲乙丙の支等を附シたるあり、且其課額に於るも一等を滿一戸と確みて漸次一分の減するあり、或ハ次第何割下げあり、或ハ最上等を特に何十戸額として起算するあり、又末等より溯りに額を定むあり、或ハ全額を折半して三等以上と、以下に課するあり、將九何圓下は何錢劣等に課稅するあり、千差萬別一ならせ、本編ハ將來何れの法を要するも、數種數等の課

税率を簡単に得るの便法を術す

一 地價及地租其他百般の物數を實として、數多の株毎に其乘率を乘ぶるが如きハ、毎算位を取るの迂遠を爲すあたわぬ、然れどもその實と爲すべき數の特に巨大なる歟、特に瑣微なるものに乘して一十の惑なきを保せぬ、本篇ハその位を定め置きて乗算の後その位を速かに判明するの術を施し以惑脱の便とす

町村制等級課税均一算

田幡利三郎著

目次

- 一 一級毎に金員下けて課額を求むる算 壹丁
- 一 最上等を目途にして不全下けを課する算 四丁
- 一 末等より溯りに不全の課額を求むる算 五丁
- 一 最上等より次第不全下けを課する算 六丁
- 一 一級毎に一分下けを課する算 九丁
- 一 營業税を課する普通法 十丁
- 一 倍上りに課税する法 十二丁
- 一 課金在て戸數及各等一戸の課額を求むる奇法 十三丁

一 奇術課税破蒙法	十五丁
一 奇法税額看破法	十八丁
一 等級に課する普通法	二十丁
附録	
一 地形縮圖及伸圖の算	二十二丁
一 乗算位の早見	二十七丁
一 國民兵の入籍年月の速知	二十九丁
一 徴兵適年適月の速知	三十丁
一 三千八百萬人の年齢を求む便表	三十二丁
一 乘法定位至便の傳	三十六丁
目次畢	

町村制等級課税均一算



三等	二十四戸
四等	三十〇戸
五等	七十〇戸
六等	百二十〇戸

二級毎三金員下ケテ課額ヲ求ムル算  
 設令ハ全戸六百七拾貳圓七拾五錢を左記の全戸六百五  
 十戸に課ス其  
 戸の額を問  
 但し  
 等より次第拾五錢下にして末等(十三)一

六戸

七等	百十〇戸
八等	八十二戸
九等	六十八戸
十等	三十五戸
十一等	五十〇戸
十二等	二十四戸
十三等	十二戸
計	六百五十戸

答 十三等一戸に付課額拾八錢

左式（まをけ）を設て算を始む

四	戸	假	算
十六	戸	十	二
二十四	戸	十	一
三十〇	戸	九	

七十〇	戸	八
百二十〇	戸	七
百十	戸	六
八十二	戸	五
六十八	戸	四
三十五	戸	三
五十	戸	二
二十四	戸	一
十二	戸	〇

術に云毎等戸數へ其下の假數と乘じ各和して三七〇五  
 となる、之に差拾五錢を乘じ五百五拾五圓七拾五錢と得  
 る、之と全額金六百七拾貳圓七拾五錢より引去り、余百拾  
 七圓を實とし、全戸六百五十〇を法とし實を除、拾八錢を  
 得て末等一戸の課額とす、一行進む毎に拾五錢を加ゑ各

等の乗率を得

○最上等ヲ目途ニシテ不全下ケテ課スル算

一設令バ全額金六百六拾五圓を戸數三百戸ス、左記の通り各等不同の差にして課するとき、第一等一戸の課金如何

一	等	二十五戸	一等より安きと	壹圓
二	等	五十戸	一等より安きと	壹圓
三	等	八十戸	全上	壹圓貳拾五錢
四	等	四十戸	全上	貳圓
五	等	百戸	全上	三圓

計三百戸

答 一 等 一 戸 に 付 課 金 四 圓 也

術に云各等戸數系その下の差を乗じ、各々合計五百三拾五圓を全額金系加え、一千貳百圓實とす、全戸三百戸を以

實を除、四圓と得て一 等 一 戸 の 課 額 と ず、漸次その差を減じて各等の額を知る

○末等ヲ溯リニ不全ノ課額ヲ求ムル算

一設令バ金額五百貳拾〇圓四拾錢を、四百六十戸に課税するに最末等より漸次高きと左表之通なるときその末等一戸の課額如何

一	等	十戸	十等より高きと	三圓
二	等	二十戸	全上	貳圓八拾錢
三	等	三十戸	全上	貳圓五拾錢
四	等	二十戸	全上	貳圓
五	等	七十二戸	全上	壹圓七拾錢
六	等	四十八戸	全上	壹圓貳拾錢
七	等	九十二戸	全上	七十五錢
八	等	三十八戸	全上	五拾錢

九等 六十二戸 全上 貳拾錢  
 十等 六十〇戸

計四百六十〇戸

答 一等一戸に付課金五錢

術に云各等へ其下の差を乗じ各計金四百九拾七圓四拾錢、之を全額の内より引去り余貳拾三圓也之を實、全戸四百六十を法として實と除、末等一戸の課金五錢を得

○最上等ヨリ次第不全下ケテ課スル算

一仮令ハ全額金四百五拾四圓を、戸數六百二十〇戸を課するに當り、その等毎に不全の差を以ると左記の如し、各等一戸に對する課額如何

一等 十二戸

二	等	十	八	戸	一等より下ると	三	拾	錢	
三	等	六	十	戸	二等より下ると	貳	拾	五	錢
四	等	八	十	戸	三等より下ると	貳	拾	錢	
五	等	百	十	戸	四等より下ると	貳	拾	錢	
六	等	九	十	戸	五等より下ると	貳	拾	錢	
七	等	八	十	戸	六等より下ると	拾	五	錢	
八	等	百	十	戸	七等より下ると	拾	五	錢	
九	等	五	十	戸	八等より下ると	拾	五	錢	
十	等	二	十	〇	九等より下ると	拾		錢	
計六百二十〇戸									

答 一等一戸の課額壹圓八拾貳錢

左記の式に依て術を知るべし

十二戸	不全の差	全
十八戸	三拾錢	一、七〇錢
	貳拾五錢	一、四



六十戸	八十戸	九十戸	八十戸	百十戸	五十戸	廿〇戸
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

貳拾錢	貳拾錢	貳拾錢	拾五錢	拾五錢	拾五錢	拾五錢
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

一、一	九、五	七、五	五、五	四、五	一、五
-----	-----	-----	-----	-----	-----

術に云各戸數の其最下に記す全差を乗じ三百七拾九圓六拾錢之を全額金四百五拾四圓にて引殘七拾四圓四拾錢之を實とし六百二十戸を以割り拾貳錢を得て末等一戸の課額とす之に差拾錢と加ゑ九等の課額とす之に拾五錢を加へ八等の課額とを漸次不全の差を乗じて各等一戸の課額と得べし

下に記す全差を求むるは不全の差悉皆を加算して壹圓七拾錢一等の全差なり、次第不全の差を減じて毎等の全差を得

○一級毎二分下ケテ課スル算

一例ハ全課額九百七拾八圓七拾八錢五厘四毛之を全戸六百二十〇戸に課する、最上等を本戸と見做し漸次〇九を乗じ一等より十等迄の各乗率如何、但戸數等級表左の通

七等	六等	五等	四等	三等	二等	一等	乘
八十八戸	七十二戸	四十四戸	五十六戸	七十戸	六十戸	三十戸	乗
六等の九分	五等の九分	四等の九分	三等の九分	二等の九分	一等の九分	本	率
六	五	四	三	二	一	回	如何
回	回	回	回	回	回	數	但
							戸
							數
							等
							級
							表
							左
							の
							通

八等	百〇戸	七等の九分	七回
九等	七十〇戸	八等の九分	八回
十等	三十〇戸	十等の九分	九回

計六百二十戸

答

術に云各等の戸數を〇九と乘じると下の回数に随ふべし(三回とあれば三たび乘じ五回とあれば五たび乘ずるを云)各乘盡したる數合計三百九十一戸五一四一五四三を法とて法を以全課金を割貳圓五拾錢を得て第一等一戸の負擔額とす、〇九と乘じ第二等一戸の負擔額と得、次第九と乘じて各等一戸に對する課額を得る

○營業稅ヲ課スル普通法

一 仮令ハ地方稅金百拾四圓六拾錢左記の通五段の等級に

何して百六十人の營業人を課する各等一人毎の負擔額如何

但

一等	二十人	五等より高き一人に付	壹圓
二等	二十人	全上高き一人に付	五拾錢
三等	三十人	全上高き一人に付	三拾錢
四等	二十八人	全上高き一人に付	三拾錢
五等	七十二人	全上高き一人に付	貳拾錢

計百六十人

答曰

一等	一人に付	壹圓五拾錢
二等	一人に付	壹圓
三等	一人に付	八拾錢
四等	一人に付	七拾錢
五等	一人に付	五拾錢

術に曰五等より高き差と、其等の人数を乗じ得る数各和して三拾四圓六拾錢となる之を全額金百拾四圓六拾錢にて引余八拾圓と實とし百六十人と以實を除し五拾錢を得て下等一人の負擔とす

○倍上リニ課税スル法

一 等	二 十 人	假 數	三 二	斯の如く先きに假の數を設て以て算を始む
二 等	三 十 人	一 六	六 二	
三 等	六 十 人	一 八	四 八	
四 等	百 八 人	二 四	二 四	
五 等	二 百 八 人	一 二	一 二	
六 等	三 百 九 十 人	一	一	

計八百人へ課金百三拾四圓三拾七錢五厘を末等より倍上りに課せるとき末等一人の額何程哉

答 末等一人貳拾五錢

術に云毎等の仮數をその人数を乗得る數法として課金を除、貳拾五錢を得て下等の負擔税とす

○課金在テ戸數及各等一戸ノ課額ヲ求ムル奇法

一 等	戸數若干	此課金五圓六拾錢	一 〇
二 等	全 上	全上九圓三拾六錢	〇 九 分
三 等	全 上	全上貳拾六圓貳拾四錢	〇 八 分
四 等	全 上	全上拾七圓四拾錢	〇 七 分
五 等	全 上	全上拾四圓九拾八錢	〇 六 分
六 等	全 上	全上三拾九圓六拾錢	〇 五 分
七 等	全 上	全上三拾貳圓壹錢六厘	〇 四 分
八 等	全 上	全上貳拾貳圓拾九錢貳厘	〇 三 分
九 等	全 上	全上拾三圓四拾錢	〇 二 分
十 等	全 上	全上六圓三拾六錢	〇 一 分

右各等の戸數及び每一戸の課額を問  
答 左の如し

一等	七	戸	一戸に付	八拾〇錢
二等	十三	戸	全上	七拾貳錢
三等	四拾壹	戸	全上	六拾四錢
四等	二十九	戸	全上	六拾〇錢
五等	三十一	戸	全上	四拾八錢
六等	十九	戸	全上	四拾〇錢
七等	十七	戸	全上	卅六錢八厘
八等	十三	戸	全上	卅〇錢四厘
九等	七	戸	全上	貳拾〇錢
十等	五	十三戸	全上	拾貳錢

補に云二等課金(九圓三拾六錢)を〇九に除し、拾〇圓四拾〇錢を得て甲とす、一等の課金(五圓六拾〇錢)を乙とす、甲の内乙を引甲

殘て四圓八拾錢之を又乙の内にて引、乙殘て八拾錢之を復甲の殘數(四圓八拾〇錢)を累減すると甲乙全額を得るを際とす、八拾錢の全額を得て一等一戸の課額とす、課額を以一等の課金を除し、一等戸數七戸なるを知る、一等課額(八拾〇錢)を〇九を乗じ七拾貳錢、二等一戸の課額とす、二等の課額を以二等の課金を割、二等の戸數十三戸なるを知る、三等以下十等迄此術を推して知るべし

○奇術課稅破蒙法

此算の數等の内只二行の等級に課したる金額と各等一戸の擔位有て各等の課金及び每一戸の課額を求むる奇術なり最も二行の等何を問ざるに付試に五等九等を以例をわぐ

一等	十	八	戸	八	分	五	厘
二等	二十	五	戸	七	分	五	厘
三等	八十	八	戸	六	分	五	厘
四等	百	十	四	六	分	五	厘
五等	二百	〇	五	六	分	五	厘
六等	二百	〇	五	五	分	五	厘
七等	二百	七	七	四	分	五	厘
八等	二百	七	七	三	分	五	厘
九等	二百	七	七	三	分	五	厘
十等	二百	七	七	三	分	五	厘
計	百	十	〇	二	分	〇	厘

此課金三拾壹圓貳拾錢  
此課金八圓貳拾八錢

答 左の如し

課金

課額

一等	百	三	十	〇	戸	三	拾	壹	圓	貳	拾	〇	錢	全	貳	拾	四	錢
二等	二	百	〇	五	戸	四	拾	五	圓	拾	〇	錢	全	貳	拾	貳	錢	
三等	百	七	七	七	戸	三	拾	壹	圓	八	拾	六	錢	全	拾	八	錢	
四等	百	二	十	三	戸	拾	七	圓	貳	拾	貳	錢	全	拾	四	錢		
五等	六	拾	九	戸	八	圓	貳	拾	四	錢	全	拾	貳	錢				
六等	百	十	〇	戸	八	圓	八	拾	〇	錢	全	八	錢					

奇法に云く五等の課金三拾壹圓貳拾〇錢を擔位の〇六に割り五拾貳圓を得て甲とす、九等の課金八圓貳拾八錢を其擔位の〇三を以割り貳拾七圓六拾錢を得て乙とす、甲乙を左右にをき多數の内小數を互に累減すると甲乙全數を得るを際とす、此算互に累減して際に四拾〇錢を得る之れ既に一等一戸の課額を得たる也、之に〇六と乘じ貳拾四錢第五等一戸の課額とす、以課金(三拾壹圓)と除し

百三十戸を得て五等の戸數とす、又一等一戸の四拾〇錢  
を九等の擔位三分を乗じ拾貳錢を得て九等一戸の課額  
とす、以て八圓貳拾八錢を除し、六十九戸を得て九等の戸  
數とす一等一戸の四拾錢を每等の擔位を乗じ、毎戸の課  
額を得以て每等の戸數へ乗じ各等の課金を得る

○奇法稅額看破法

一例、東西兩町に全等の吳服商、人員若干あり、只云東町の  
税金百四拾八圓八拾錢、又云西町の税金百九拾六圓八拾  
錢東西の人員及一人毎の稅額を問

答 東町吳服商三十一人 西町吳服商四十一人

稅額各々四圓八拾錢づゝ、

奇法に云く東西の税金を左右にをき多額の内小額を累

減すると同數強なし、東西等しき殘數を得て際とす、此算  
際に四圓八拾錢の等數を得る、依て之を一人毎の稅額と  
す、額四圓八拾錢を以東の税金と割り、東の人員三十一人  
と得る、西の税金を割西の人員四十一人を得る

一仮令は南町の車稅貳拾六圓六拾五錢、北町の車稅六拾九  
圓五拾五錢、兩車各全等也車數及一輛の税金如何

答 南町四十一輛 北町百〇七輛

税金各々七拾七錢宛

術に曰く南北車稅を分ちて兩方に列、前術の如く多きを  
以小きを互に減じると幾回の強りなし、南北等しき殘數  
を得て極とす、此算南北に六拾五錢の等數を得る、以て之

を一輛の税金とす以南北車税各々を除し南北の車數各と得る

○等級ニ課スル普通法

一 全金六百拾貳圓五拾壹錢を左の等級戸數を課するとき

一等一戸の課額を問ふ

答 一等一戸に付七拾五錢

一等	八 十 戸	二 戸五分
二等	百 二十 戸	一 戸五分
三等	二百三十六 戸	一 戸
四等	三百五十四 戸	八 分
五等	六百七十二 戸	七 分
六等	五百六十 戸	五 分
七等	三百二十五 戸	五 厘
八等	二百六十五 戸	四 分

九等	百 八 十 戸	三 分
十等	二百〇八 戸	二 分

計二千〇四十一戸七分

術に云各等の下に記する分位を其等の戸數に乘じ各和して二千〇四十一戸七分を得て法とす六百拾貳圓五拾壹錢と實とを法と以實を除し三拾錢を得て乗率とす乗率へ二戸五分を乘し一等一戸の課額とす乗率へ一戸五分と乘し二等一戸の課額とす次第斯の如くして各等一戸に對する課額を得る

附 録

○地形縮圖伸圖ノ算

一 仮令の地理六万分の一に縮し圖せんと欲する時の曲尺の一分の票線の實地の何程になるや

答 實地の一百間

術に云曲尺の票線一分の實地の六万分に延長し一寸の票線は實地の六万寸に延長すると心得べし因て六万寸を一間の票線六百分に除し實地一百間を得る

一 例バ實地を二十一万六千分の一に圖するときの實地六丁は曲尺の何分なるや

答 實地の六丁は曲尺にして一分

術に云二十一万六千分を實とし六ヶ(曲尺の六分の一に割れば)

三百六十間と得る之を六十間(地理一町の間數)に除して六町と得る

一 或地理の圖を閱するに地理百里の長と曲尺の四尺三寸二分に縮せり之の何程の縮圖なるや

答 縮圖三十万分の一

術に云一里の長一十二万九千六百〇〇寸を實とし縮圖四尺三寸二分と以て割り三を得之三三十万分一の縮圖と知べし

一 里の長三十六丁 但六十間を一町とす六尺と以一間とす

一 法一寸の縦横野紙に畫ける地形を今四分の三に縮寫する方七分五厘也

術に曰四分と法とし三分と割る

一 法一寸の角を五分の三に縮むれば法六分となる坪數三



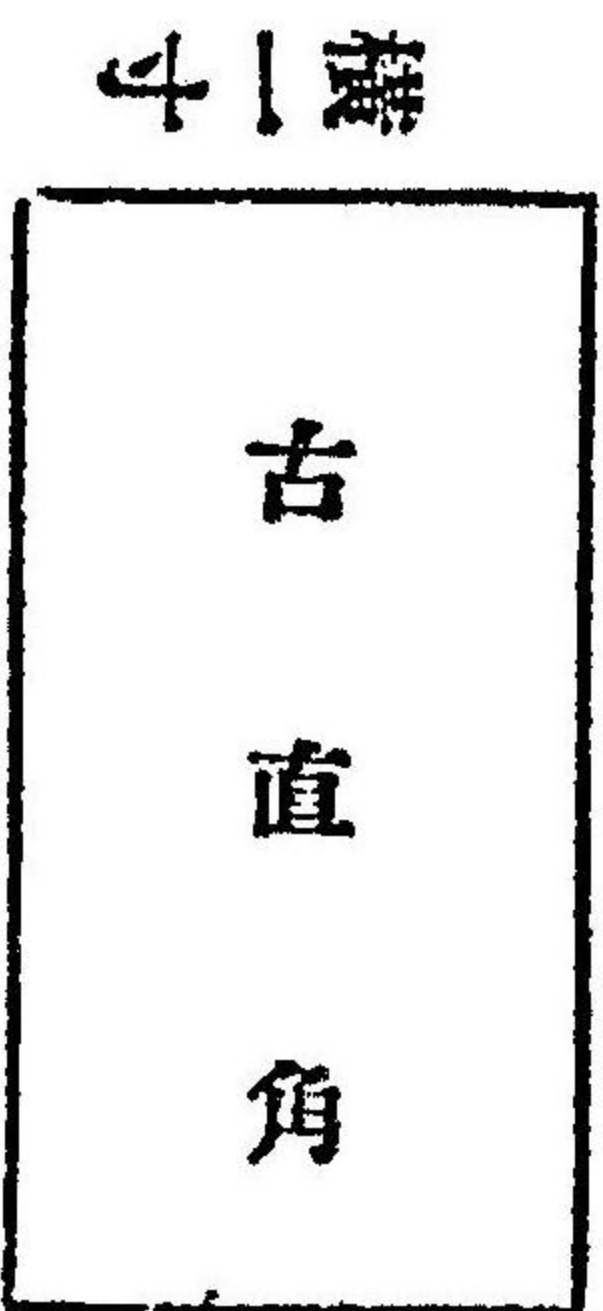
合六勺となる

術に曰三分を實五分に除して法六分を得る、之を自乗して三合六勺坪數とす

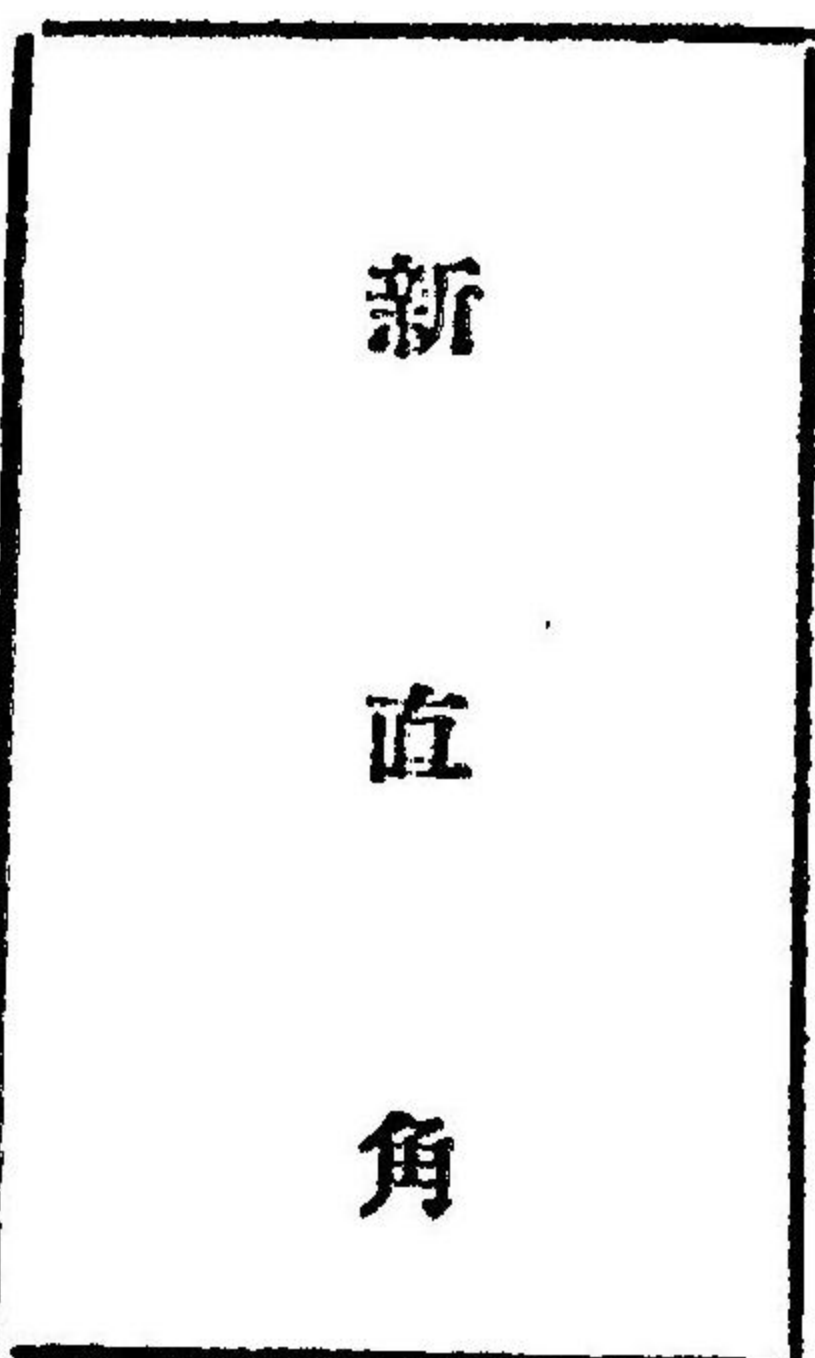
一横一寸縦一寸五分の直角地形の圖を、八分の十五個に伸寫すれば縦二寸二分一二五横一寸八分七厘五毛也

術に曰八分を法として一寸五分を割、一ヶ八分七厘五毛を得て因法とす、因法と古の横に乘じ新の横を得る、古の縦に乘じ新縦の寸を得る

縦一寸五分



肆



縦

〔註〕 古圖を何程に縮し何程に伸て新圖を取も各此理と推すべし

一仮令バ實地長を一万九千二百分の一に縮むる時は四十分間の長は曲尺にて何程に圖するや

答曰 一分二厘五毛

術に云四十間へ六（一間に六十寸あれバ也）を乘じ二百四十寸を得て實とと、一万九千二百を以實を除し一分二厘五毛を得る  
一仮令バ曲尺の一寸を以三百二十間と爲したる圖ハ、何分一の縮圖あるや

答曰 一万九千二百分の一

術に曰三百二十間に六（一間の六十寸）尺を乘じ實とす、一寸を以實を除し、一万九千二百を得て縮圖とす

甲表 乘算ノ位早見

法	實	百	十	萬	千	百	十	分	厘	毫	絲	微	纖	沙
百	萬	十	萬	千	百	十	分	厘	毫	絲	忽	微	纖	沙
十	萬	萬	千	百	十	分	厘	毫	絲	忽	微	纖	沙	
萬	千	百	十	分	厘	毫	絲	忽	微	纖	沙			
千	百	十	分	厘	毫	絲	忽	微	纖	沙				
百	十	分	厘	毫	絲	忽	微	纖	沙					
十	分	厘	毫	絲	忽	微	纖	沙						
分	厘	毫	絲	忽	微	纖	沙							
厘	毫	絲	忽	微	纖	沙								
毫	絲	忽	微	纖	沙									
絲	忽	微	纖	沙										
忽	微	纖	沙											
微	纖	沙												
纖	沙													
沙														

○乘算ノ表見ヤウ

實法乘畢る時實の首の桁を取拂ふて實の首位空となりたる位は甲表に因て見るべし  
 仮令バ法の首の二へ實の首の二と乗すれば二二ヶ四則ち實の首位取拂へるなり故に實の首位空となる之と云  
 實法乘畢る時其乘たる數と實の首位にをく時左の乙表に因て見るべし  
 仮令バ法の首の五へ實の首の二を乗すれば二五、十也實の首位に置いて空ならず之を云

乙表 乗算ノ位早見

十萬	萬	千	百	十	一	分	厘	毫	絲	忽	法
兆	千億	百億	十億	億	千萬	百萬	十萬	萬	千	百	實
千億	百億	十億	億	千萬	百萬	十萬	萬	千	百	十	百萬
百億	十億	億	千萬	百萬	十萬	萬	千	百	十	一分	十萬
十億	億	千萬	百萬	十萬	萬	千	百	十	一分	厘	千
億	千萬	百萬	十萬	萬	千	百	十	一分	厘	毫	百
千萬	百萬	十萬	萬	千	百	十	一分	厘	毫	絲	十
百萬	十萬	萬	千	百	十	一分	厘	毫	絲	忽	一分
十萬	萬	千	百	十	一分	厘	毫	絲	忽	微	厘
萬	千	百	十	一分	厘	毫	絲	忽	微	纖	毫
千	百	十	一分	厘	毫	絲	忽	微	纖	沙	絲
百	十	一分	厘	毫	絲	忽	微	纖	沙		

○國民兵入籍ノ年月速知

見やう生年の下にて適年と求め  
生月の下にて適月を求め合して  
明治何年何月に當ることを知べし

明治五年生	適年	明治二十二年	一月生	適前年の十二月
六年生	適年	二十三年	二月生	其年の一月
七年生	適年	二十四年	三月生	全二月
八年生	適年	二十五年	四月生	全三月
九年生	適年	二十六年	五月生	全四月
十年生	適年	二十七年	六月生	全五月
十一年生	適年	二十八年	七月生	全六月
十二年生	適年	二十九年	八月生	全七月
			九月生	全八月
			十月生	全九月
			十一月生	全十月
			十二月生	全十一月

以下畧す永年此理を推すべし

○徴兵ノ適月適年ノ速知

見やう生年の下にて適年を求め生月の下にて適月と求め合して明治何年何月に當るとを知べし

明治三年生	適年明治二十三年	一月生前年の十二月	適月
全 四年生	適年全 二十四年	二月生其年の一月	一月
全 五年生	適年全 二十五年	三月生全	二月
全 六年生	適年全 二十六年	四月生全	三月
全 七年生	適年全 二十七年	五月生全	四月
全 八年生	適年全 二十八年	六月生全	五月
全 九年生	適年全 二十九年	七月生全	六月
全 十年生	適年全 三十年	八月生全	七月
全 十一年生	適年全 三十一年	九月生全	八月

全 十二年生	適年全 三十二年	十月生全	九月
全 十三年生	適年全 三十三年	十一月生全	十月
全 十四年生	適年全 三十四年	十二月生全	十一月
全 十五年生	適年全 三十五年		
全 十六年生	適年全 三十六年		
全 十七年生	適年全 三十七年		
全 十八年生	適年全 三十八年		
全 十九年生	適年全 三十九年		
全 二十年生	適年全 四十年		
全 廿一年生	適年全 四十一年		

右適月也

以下畧す永年此理と推とべし



丁	丙	乙	甲	癸	壬	辛	庚	己	戊	丁	丙	乙	甲	癸	壬	辛	庚	己	戊
○一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十
ケ	ケ	ケ	ケ	ケ	ケ	ケ	ケ	ケ	ケ	ケ	ケ	ケ	ケ	ケ	ケ	ケ	ケ	ケ	ケ
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
十	九	八	七	六	五	四	三	二	●	十四	十三	十二	十一	十	九	八	七	六	五
亥	戌	酉	申	未	午	巳	辰	卯	●	丑	子	亥	戌	酉	申	未	午	巳	辰
生	生	生	生	生	生	生	生	生	文政	生	生	生	生	生	生	生	生	生	生
三	二	●	●	三	二	●	●	六	五	四	三	二	●	六	五	四	三	二	●
卯	寅	慶應	元治	亥	戌	文久	萬延	未	午	巳	辰	卯	●	丑	子	亥	戌	酉	嘉永
生	生	丑	子	生	生	酉	申	生	生	生	生	生	安政	生	生	生	生	生	申
四	卅	卅	卅	卅	卅	卅	卅	卅	卅	卅	卅	卅	卅	卅	卅	卅	卅	卅	卅
十	九	八	七	六	五	四	三	二	一	三十	廿九	廿八	廿七	廿六	廿五	廿四	廿三	廿二	廿一
未	午	巳	辰	卯	寅	丑	子	亥	戌	酉	申	未	午	巳	辰	卯	寅	丑	子
生	生	生	生	生	生	生	生	生	生	生	生	生	生	生	生	生	生	生	生
全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
六	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五
十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計
五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五
十九	十八	十七	十六	十五	十四	十三	十二	十一	十	九	八	七	六	五	四	三	二	一	十
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年

○第二表

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の
計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計
算	算	算	算	算	算	算	算	算	算	算	算
原	原	原	原	原	原	原	原	原	原	原	原
數	數	數	數	數	數	數	數	數	數	數	數
十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十
四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五
ケ	ケ	ケ	ケ	ケ	ケ	ケ	ケ	ケ	ケ	ケ	ケ
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計
算	算	算	算	算	算	算	算	算	算	算	算
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の
下	下	下	下	下	下	下	下	下	下	下	下
に	に	に	に	に	に	に	に	に	に	に	に
記	記	記	記	記	記	記	記	記	記	記	記
し	し	し	し	し	し	し	し	し	し	し	し
た	た	た	た	た	た	た	た	た	た	た	た
る	る	る	る	る	る	る	る	る	る	る	る
原	原	原	原	原	原	原	原	原	原	原	原
數	數	數	數	數	數	數	數	數	數	數	數
の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の
内	内	内	内	内	内	内	内	内	内	内	内
其	其	其	其	其	其	其	其	其	其	其	其
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の
生	生	生	生	生	生	生	生	生	生	生	生
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
と	と	と	と	と	と	と	と	と	と	と	と
引	引	引	引	引	引	引	引	引	引	引	引
去	去	去	去	去	去	去	去	去	去	去	去
余	余	余	余	余	余	余	余	余	余	余	余
り	り	り	り	り	り	り	り	り	り	り	り
何	何	何	何	何	何	何	何	何	何	何	何
ケ	ケ	ケ	ケ	ケ	ケ	ケ	ケ	ケ	ケ	ケ	ケ
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
を	を	を	を	を	を	を	を	を	を	を	を
得	得	得	得	得	得	得	得	得	得	得	得
る	る	る	る	る	る	る	る	る	る	る	る
之	之	之	之	之	之	之	之	之	之	之	之
を	を	を	を	を	を	を	を	を	を	を	を
何	何	何	何	何	何	何	何	何	何	何	何
十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十
何	何	何	何	何	何	何	何	何	何	何	何
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
に	に	に	に	に	に	に	に	に	に	に	に
加	加	加	加	加	加	加	加	加	加	加	加
へ	へ	へ	へ	へ	へ	へ	へ	へ	へ	へ	へ
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
齡	齡	齡	齡	齡	齡	齡	齡	齡	齡	齡	齡
と	と	と	と	と	と	と	と	と	と	と	と
を	を	を	を	を	を	を	を	を	を	を	を
若	若	若	若	若	若	若	若	若	若	若	若
し	し	し	し	し	し	し	し	し	し	し	し
引	引	引	引	引	引	引	引	引	引	引	引
去	去	去	去	去	去	去	去	去	去	去	去
た	た	た	た	た	た	た	た	た	た	た	た
る	る	る	る	る	る	る	る	る	る	る	る
余	余	余	余	余	余	余	余	余	余	余	余
り	り	り	り	り	り	り	り	り	り	り	り
十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十
何	何	何	何	何	何	何	何	何	何	何	何
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
に	に	に	に	に	に	に	に	に	に	に	に
合	合	合	合	合	合	合	合	合	合	合	合
す	す	す	す	す	す	す	す	す	す	す	す
べ	べ	べ	べ	べ	べ	べ	べ	べ	べ	べ	べ
し	し	し	し	し	し	し	し	し	し	し	し
何	何	何	何	何	何	何	何	何	何	何	何
十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十
何	何	何	何	何	何	何	何	何	何	何	何
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
に	に	に	に	に	に	に	に	に	に	に	に
合	合	合	合	合	合	合	合	合	合	合	合
す	す	す	す	す	す	す	す	す	す	す	す
べ	べ	べ	べ	べ	べ	べ	べ	べ	べ	べ	べ
し	し	し	し	し	し	し	し	し	し	し	し

○乘法定位ノ至便

一特に瑣微なる法を以、巨大の實に乘じ、或は瑣々たる實に乘ずる時は、先きに位を取をかざれば、乘じて后一十の惑往々あり、然れども法は動かすして實は算毎に變更するものなれば、乘ずる毎に其位を取るの手數を爲す能はず因て左に例と擧て以其便を示す

一例バ反別何町歩に付何厘の乗率と乘ずる時は、盤面の錢位の桁に何畝歩(一町より九町迄と云)と列べし、何反の其次の桁、何畝歩の又其次の桁と次第順にをきて法と乘すべし、然る時は位を取をかすして錢位の桁に何錢の見れ、厘位の桁に何厘の見れ、圓位の桁に何圓の見はれる也

〔注〕 地價千圓に付何程、地租何圓に付何程、人員何百

人に付何程、米何石に付何程、反別何畝歩に付何程、の乗率を乘じても、實となすべき物數の、其乗率の首位に對するより、實の一桁上へ列て其法を乘すべし、然るときは其桁に其位、忽ち出て一十の惑あるとなし

町村制 等級課税均一算畢

明治廿二年三月廿五日印刷  
全 年四月十日出版

十五



發行者

大阪府南區順慶町三丁目卅九番地

橫山 泰治郎

大阪府東區博勢町三丁目八番地

田幡 利三郎

著作者

全西區京町堀通四丁目廿七番屋敷  
盛功社長

中川 多助

印刷者

大阪心齋橋通順慶町南二入

兎屋 支店

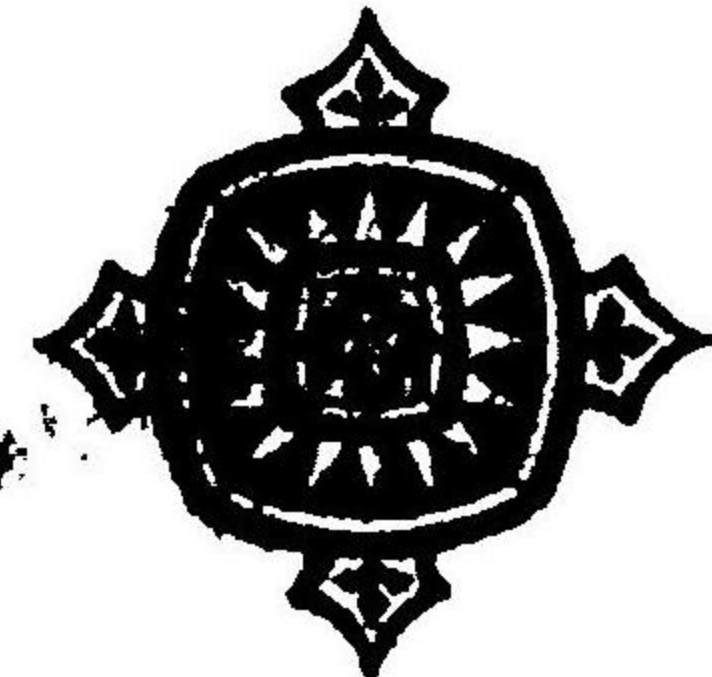
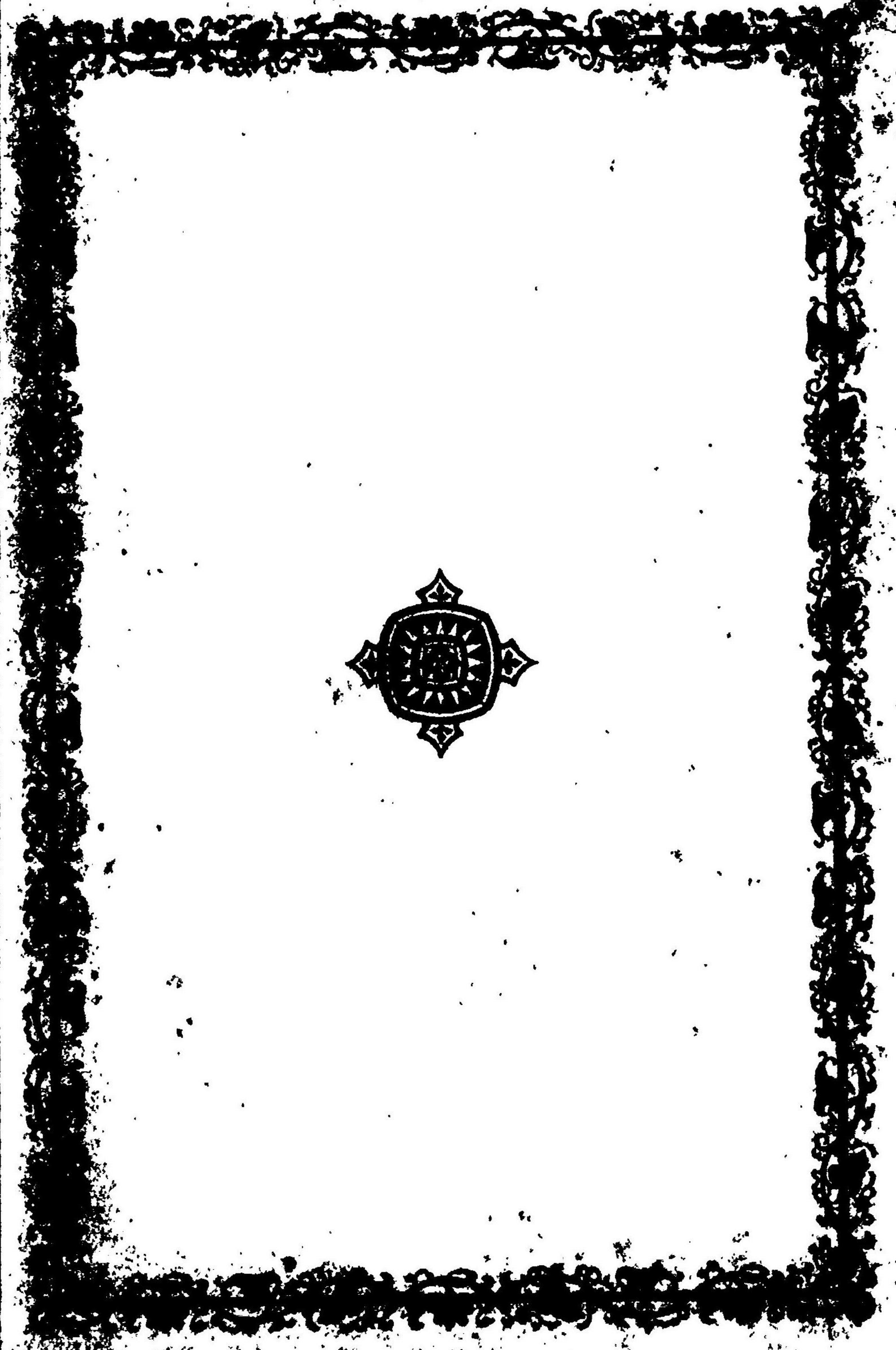
發賣所

和歌山縣紀伊國溝口

田幡 書店

全





[Redacted]

[Redacted]

特17

250

等級課税均一算

国立国会図書館

040766-000-0

特17-250

町村制度適用等級課税均一算

田幡 利三郎 / 著

M22.4

BDE-0488

